(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前 BA	七・一〇～一〇七・〇〇（メートル）	五二・九四〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 BA	七・一〇～一〇七・〇〇 二二・〇〇～一九四・〇〇	五二・九四〇 四〇・五三四	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十一日

路線名　供用開始の区間　関東地方整備局長　森北　佳昭

十七号　前橋市荻窪町字南田二番二から同市上細井町字上町九四八番八地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十二日

○北陸地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十一日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南魚沼市市野江甲九五番から魚沼市虫野字東浦四一五番一まで	前 BA	一〇・二〇～一六・五〇（メートル）	四一・二〇〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 BA	一〇・二〇～一三・七二	四一・二〇〇 六・四〇九	
		一〇三・〇〇～一〇三・〇〇	五・七五六	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　南魚沼市浦佐四〇八八番一から魚沼市十日町字八色原一六五九番四まで　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十二日

○中部地方整備局告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十一日　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百五十三号	長野県上伊那郡飯島町本郷から同町飯島まで	改築	平成二十四年十二月二十一日

○中部地方整備局告示第二百二十二号

櫛田川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月二十五日建設省告示第四百八十五号を次のように改める。

関係図面のうち、第三号図を次のように改める。

平成二十四年十二月二十一日　中部地方整備局長　梅山　和成

（図面省略）

その関係図面は中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

○近畿地方整備局告示第二百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新宮市三輪崎字源ケ林二一〇二番一から和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字馬瀬前四一五番一まで	前 CBA	七・五〇～一三・八〇（メートル）	一八・〇一〇〇（キロメートル）	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		一一・一四～二七・六〇	九・一四〇	
		一一・九〇～九二・一五	〇・四〇七	
	後 DCBA	七・五〇～一三・八〇	一八・〇一〇〇	
		一一・一四～二七・六〇	九・一四〇	
		一一・九〇～九二・一五	〇・四〇七	
		一三・〇八～一六二・四三	五・六八五	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十四号　橋本市北馬場字寺垣内一三七番一から同市小原田字佃五六三番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十一日

○近畿地方整備局告示第二百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号